

## 「要請状」

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成19年中における我が国への外国人入国者数は、約915万人と初めて900万人を突破し過去最高となる一方で、平成20年1月1日現在の我が国における不法残留者数は前年に比べ2万1,054人減少し14万9,785人となっています。

しかし、依然として約17万4,000人の不法滞在外国人がいると推測される状況にあります。

このような中、外国人研修生等の失踪事案数が高水準で推移しており、不法残留、不法入国した不法滞在者や就労できない在留資格の者が就労する不法就労事案も後を絶ちません。

最近の景気動向を受け、一部人手不足感から、単純労働分野における外国人雇用拡大の動きもありますが、就労が認められるかどうかをよく確認せずに雇用するなど安易な外国人の雇用は不法就労を助長することはもちろん、地域労働市場における適正な労働力の需給調整を妨げることとなり、ひいては、労働災害及び労働条件等をめぐるトラブルの発生等、その及ぼす影響は極めて大きいものがあります。

さらに、来日外国人による犯罪の多くが不法残留等の不法滞在外国人により敢行され、凶悪犯罪も発生していることから、不法滞在外国人による治安への影響が深刻になってきています。

こうした状況に対処するため、警察庁、法務省及び厚生労働省では、不法就労等の防止を、より一層効果的に推進するため、平成2年4月に「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を、平成4年5月には全国各地区ブロックに「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」をそれぞれ設置し、三省庁間の緊密な情報交換、関係機関相互の連携による各種施策の推進を図ってまいりました。

さらに、政府は、平成5年度から毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、種々の啓発活動を展開してきたところです。

本年度におきましても、この月間を迎え、実効を期すために中央・地方



挙げて、事業主団体等をはじめ広く国民に不法就労等の防止について啓発・指導等を集中的に行っているところであります。

当協議会といたしましても、今後、外国人労働者の増加が見込まれることを念頭におきつつ、外国人労働者の適正な雇入れの推進及び不法就労の防止について、事業主の皆さまの一層の御理解と御協力をお願いすることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましてもこれらの趣旨を御理解いただくとともに、傘下の各事業主団体及び事業主に対し、この趣旨の周知と協力依頼について特段の御配意をお願いいたします。

敬具

平成20年 6月 2日

三重県中小企業団体中央会 会長 様

中部地区不法就労等外国人労働者問題地方協議会

警察庁代表幹事

中部管区警察局広域調整部広域調整第二課長

法務省代表幹事

名古屋入国管理局総務課長

厚生労働省代表幹事

愛知労働局職業安定部職業対策課長